

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
川場村	立岩地区(立岩)	令和3年3月25日	—

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	28.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.9ha
(備考)	

2 対象地区的課題

- (1) 土地改良事業実施地区で、水田利用されているが、畜産農家による飼料用作物の作付けもされている。
- (2) 中心経営体が耕地面積のほとんどを将来的にも引き受けるため、耕作放棄地の問題はないが、中心経営体が安定した経営を行うためには、分散した農地を集約化し、耕作の効率化を図る必要がある。
- (3) イノシシ・シカ・クマなどの有害鳥獣被害が年々深刻となっており、対策を講じる必要がある。
- (4) 村内の最下流部に位置していることから、水田は毎年水不足に悩まされている。水路や農道の破損等も著しいため、各種交付金等を活用した修繕、更新等の対策を講じる必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、認定農業者10経営体と農業法人1社が担っていく。

畠利用は、認定農業者11経営体と農業法人1社が担っていく。

(参考) 中心経営体 別紙のとおり

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地中間管理機構の活用方針】

耕作が難しくなった場合は中心経営体へ貸し出してもらえるよう周知をするとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地所有者の意向を把握するなど農地の利用調整を図る。

併せて、耕作の効率化を図るために、分散している農地の集約化について検討していく。

【鳥獣被害防止対策への取組方針】

鳥獣による農作物の被害が多いことから、捕獲檻や侵入防止柵等の設置など検討をしていく。

【中山間地域等支払制度や多面的機能支払制度への取組方針】

多面的機能支払制度と中山間地域等支払制度を活用して農地の維持・管理をしていく。

R3.3.1現在

(参考) 中心経営体

No.	地区	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向	
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
6-2	立岩	認農	認定農業者6	コンニャク、水稻	0.0 ha	コンニャク、水稻	1.0 ha
10	立岩	認農	認定農業者10	繁殖和牛、水稻、果樹	1.1 ha	繁殖和牛、水稻、果樹	1.1 ha
14	立岩	認農	認定農業者14	水稻、リンゴ、ブルーベリー	3.3 ha	水稻、リンゴ、ブルーベリー	3.3 ha
18-1	立岩	認農	認定農業者18	水稻、果樹、キウイ	2.1 ha	水稻、果樹、キウイ	2.1 ha
21-5	立岩	認農	認定農業者21	水稻、露地野菜	2.9 ha	水稻、露地野菜	6.9 ha
22	立岩	認農	認定農業者22	露地野菜、果樹、水稻	1.6 ha	露地野菜、果樹、水稻	1.6 ha
27	立岩	認農	認定農業者27	水稻	1.9 ha	水稻、露地野菜、果樹	1.9 ha
35-3	立岩	認農	認定農業者35	コンニャク、水稻	0.4 ha	コンニャク、水稻	0.4 ha
36	立岩	認農	認定農業者36	繁殖和牛、牧草	1.1 ha	繁殖和牛、牧草	1.5 ha
37-3	立岩	認農	認定農業者37	コンニャク、トマト、水稻	0.1 ha	コンニャク、トマト、水稻	0.6 ha
61-3	立岩	認農	認定農業法人61	酪農、水稻、飼料作物	1.4 ha	酪農、水稻、飼料作物	2.4 ha
63	立岩	認農	認定農業者63	水稻、果樹、露地野菜	0.3 ha	水稻、果樹、露地野菜	0.3 ha
		計	12 経営体		16.2 ha		23.1 ha